

【中小企業者とは】

次の表の「資本金又は出資の総額」と「常時使用する従業員数」のどちらか一方に適合する事業者。

主たる業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下

【創業とは】

次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 事業を営んでいない方が新たに事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいない方が新たに会社を設立し、事業を開始するもの

5 取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、米沢信用金庫、山形第一信用組合、東邦銀行、
商工組合中央金庫山形支店

6 申込みに必要な書類

- ☐ 認定申請書（2 通）
 - ☐ 事業計画書
 - ☐ 資金償還計画書
 - ☐ 制度資金利用状況調書
 - ☐ 過去 2 期分の決算書類 ※決算期を 6 月以上経過した場合は、試算表を添付
法人の場合：貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書又は営業経費報告書の写し
個人の場合：所得税の青色申告決算書又は白色申告決算書の写し
 - ☐ 商業登記に係る登記事項証明書（個人の場合は住民票抄本）
 - ☐ 見積書、カタログまたは図面（資金用途が設備資金の場合に限る）
 - ☐ 米沢市発行の納税証明書（申請時における最新のもの）
 - ☐ 許認可証（許認可が必要な業種に限る）
 - ☐ 情報の提供等に関する同意書
 - ☐ 委任状
- ※山形県信用保証協会の保証制度を利用する場合
- ☐ 信用保証委託申込書
 - ☐ 信用保証依頼書



7 問合せ

米沢市産業部商工課商業振興担当 TEL:0238-22-5111(内線 4101)

令和 7 年 4 月～

中小企業者とこれから創業しようとする皆様へ

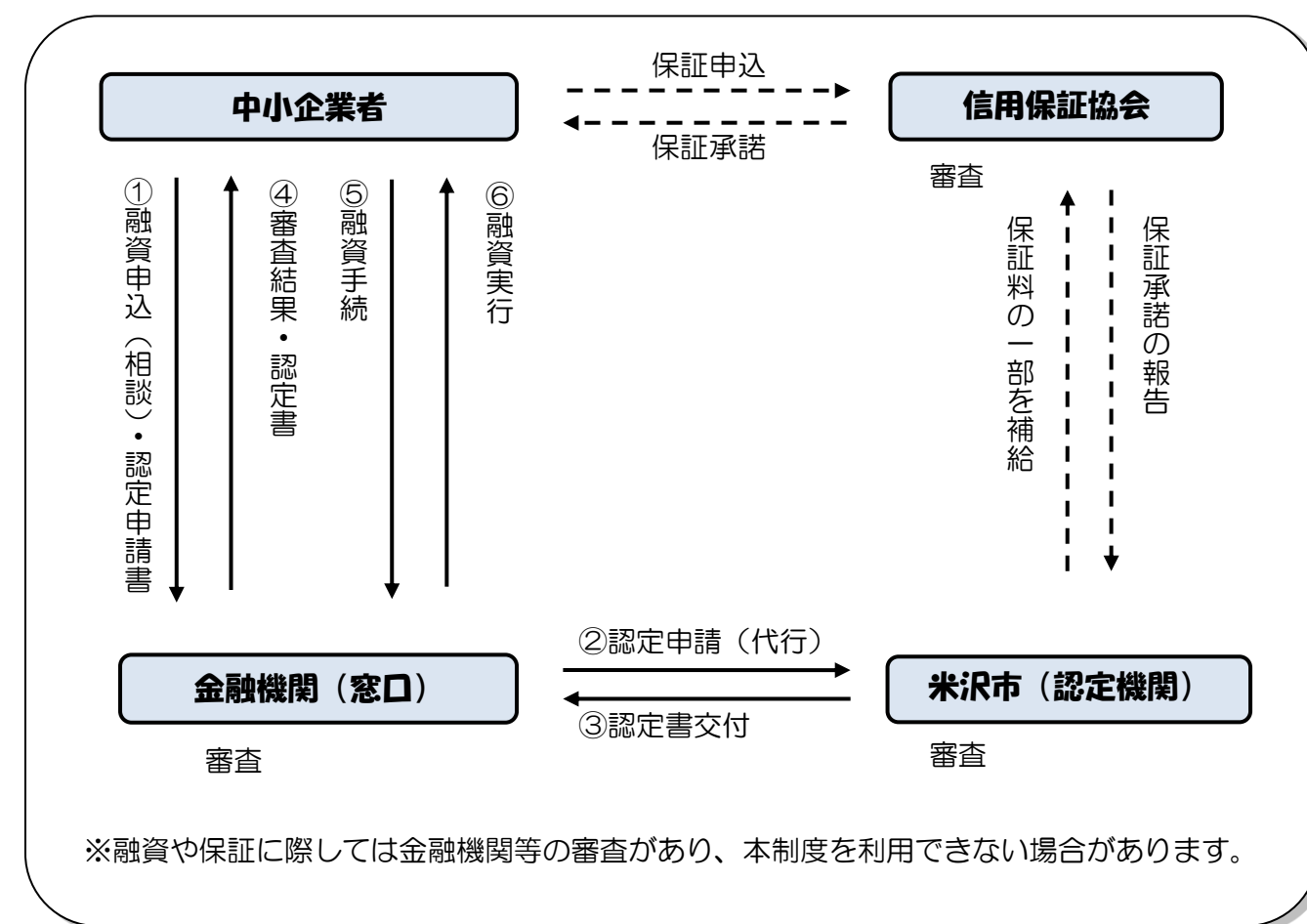
米沢市融資制度のご案内

1 制度の概要

市内中小企業や市内において創業しようとする方が、設備等の近代化及び経営の安定を図るための資金を調達するにあたり、低金利で融資を受けることができる制度です。

山形県信用保証協会の保証制度を利用する場合には、その保証料の一部を市が負担します。

米沢市融資制度 で検索 または、右記 QR コードから



【信用保証制度について】

信用保証協会では、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に信用保証を行い、中小企業者の資金繰りの円滑化を図っています。

信用保証制度を利用する際に必要となる連帯保証人は、原則として、法人の代表者のみで、個人の場合は不要です。

2 資金の種類

(1) 米沢市商工業振興資金

資金名	融資対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (固定)	
産業活性化 資金	本市に事業所を有する中小 企業者であって、経営の近代 化及び合理化並びに販路の 開拓等を行うもの	運転資金	2, 000 万円	7 年(1 年)	年 1.6%	
		設備資金	5, 000 万円	10 年(2 年)		
まちづくり 支援資金	指定区域内※において出店 又は店舗の改装を行う小売 業、飲食業又はサービス業 を営む者	運転資金	2, 000 万円	7 年(1 年)	年 1.0%	
		設備資金	5, 000 万円	10 年(2 年)		
創業支援 資金	市内において、創業しよう とする者	運転資金 設備資金	1, 500 万円	10 年(2 年)	※指定 区域内	年 1.0%
					上 記 以 外	年 1.2%

※「指定区域」…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内のうち、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている範囲

※設備資金の使途の対象には、土地及び建物の取得費は含みません。但し、まちづくり支援資金及び創業支援資金においては、店舗としての用に供する建物の取得については設備資金の対象に含みます。

主な活用例

■産業活性化資金

- ・大型設備を導入するにあたり、手狭になった工場の増改築にかかる経費
- ・生産性向上のため、処理能力の高い設備を導入するための経費
- ・作業効率向上のため、車両を導入するための経費
- ・外注費を削減するための新たな設備の導入費
- ・店舗併用住宅の店舗部分にかかる増改築を行うための経費
- ・従業員の労務管理を行うための管理システム導入費
- ・新製品製造販売のための材料の仕入れに係る費用

■まちづくり支援資金

- ・空き店舗を改装して飲食店（2号店）を開業する際の改装費と当面の建物の賃料
- ・店舗の取得に係る経費と開店周知の広告費（土地の取得費を除く）
- ・内外装の工事や什器設備の購入に要する経費及び当面の仕入れ等に係る経費

■創業支援資金

- ・店舗、事務所及び作業場の取得に係る経費（土地の取得費を除く）
- ・事業を行うための建物の当面の賃料と商品製造に必要な材料費等
- ・内外装の工事や什器設備の購入に要する経費及び当面の従業員の人件費（※過去に事業を行ったことがない、新規創業者のみ）

(2) 米沢市産業立地促進資金

資金名	融資対象者	限度額	資金使途	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (変動)
産業立地 促進資金	本市産業の高度化に資することが期待できるもので、次のいずれかに該当する者 ①市内の工業団地等に立地するもの ②市内において大規模な立地を行うもの ③県内に事業所を持たないものが市内に立地する事業で、製造業又は山形県企業立地促進補助金の交付を受けて物流施設を立地するもの又は本社機能に移転するもの ④市内工業団地等に立地しているもの又は②を利用して立地したものがその立地した既存設備の増設又は増築を行うもの	立地に必要な資金 (ただし、残高の通算は20億円を限度)	運転資金	15 年(3 年)	年 1.1% 県指定金融機関の短期プライムレートマイナス 1.275%の変動金利
			設備資金	20 年(3 年) ただし、建物の新築・増築又は改築に係る資金が含まれていない場合は 15 年	

※この資金の利用に当たっては、別に県知事の認定が必要です。

主な活用例

- ・オフィシャルカディア分譲地内に新たに立地しようとする際の建物の建設費用（※土地購入のための資金は不可）
- ・既に市内工業団地等に立地している企業が、生産性向上のため工場部分を増設するための費用
- ・既に市内工業団地等に立地している企業が、効率的な事業展開を目指すために本社社屋を増築するための費用

3 留意事項

- (1) 融資に係る担保及び保証人については、取扱金融機関の定めるところとします。
- (2) 償還方法は、元金均等月賦償還とします。
- (3) 認定前の事前着手は、事前に協議を必要とします。
- (4) 貸付限度額及び貸付期間は上限であり、金融機関と協議の上個別に設定します。
- (5) 申請から認定書の交付までの期間は、通常 1 週間です。

4 対象者

中小企業者又は創業しようとする者で下記の全てに該当することが要件となります。

但し、産業立地促進資金に限っては企業規模の制限はありません。

- (1) 業種が山形県信用保証協会の定める保証対象業種に該当すること。
- (2) 市内に本店及び主たる工場その他の事務所を有する中小企業者で、引き続いて 1 年以上市内で事業実績を有すること ※創業支援資金及び産業立地促進資金は除く。
- (3) 市税を滞納していないこと。